



2026年7月31日

各 位

会 社 名 エア・ウォーター株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 千歳 喜弘
(コード: 4088 東証プライム・札証)
問合せ先 広報部長 福島 圭介
T E L 06-6252-3966

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当社は、2026年4月3日付で公表した「再発防止策（詳細版）の策定に関するお知らせ」のとおり、当社グループにおける不適切な会計処理の発生を受けて策定した再発防止策の一環として、コーポレート・ガバナンス体制の再構築を進めております。

その一環として、当社は、本日開催の取締役会において、2026年9月22日開催予定の当社臨時株主総会において必要な定款変更についてご承認いただくことを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

本移行は、不適切会計事案を踏まえた再発防止およびコーポレート・ガバナンスの強化を目的とするものであり、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーからの信頼回復に向け、取締役会の監督機能および牽制機能の実効性を一層高めるものです。

当社臨時株主総会の詳細につきましては、本日公表の「第26期定時株主総会継続会の不開催および臨時株主総会の開催に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 移行の目的

本移行の目的は、不適切会計事案を踏まえた再発防止およびコーポレート・ガバナンスの強化にあります。監査等委員である取締役を、取締役会において議決権を有する構成員とすることで、取締役会の審議・意思決定の段階から監査・監督機能を発揮できる体制へ転換し、取締役会による業務執行の監督機能および牽制機能の実効性向上を図ってまいります。

また、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、業務執行に関する決定権限の一部を取締役へ委任することにより、取締役会が個別の業務執行案件の審議に過度に時間を割くことなく、中長期的な経営戦略、グループガバナンス、リスクマネジメントおよび内部統制の整備・運用状況等の重要事項について、より充実した審議と監督を行うことを可能とします。

これにより、監督と執行の役割分担を明確化し、取締役会の監督機能の実効性向上と経営の機動性向上を両立させることで、持続的な企業価値向上および株主・投資家の皆様からの信頼回復を図ってまいります。

2. 移行の時期

本年9月22日開催予定の当社臨時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

3. その他

移行に伴う定款変更の内容および役員人事等の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

以 上